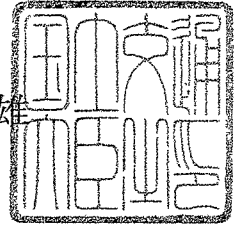




国計大第6号
平成18年5月18日

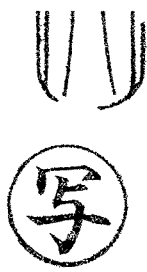
国土審議会会長
千速晃殿

国土交通大臣
北側一雄



近畿圏の近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画について（諮問）

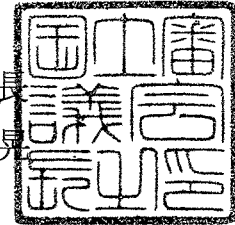
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、関係府県知事より別添のとおり協議のあった近畿圏の近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画に同意したいので、同条第2項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。



国 国 審 土 第 1 4 号
平 成 1 8 年 5 月 1 9 日

近畿圏整備部会長
津 村 準 二 殿

国土審議会会長
千 速 昇



国土交通大臣から当審議会に意見の求めのあった以下の件については、国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、貴部会に付託する。

・平成18年5月18日付け国計大第6号「近畿圏の近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画について（諮問）」